

私たちのまちの民生委員・児童委員

3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選が行われ、平成28年12月1日付けで、新任の方7名を含む、68名の委員が新たに委嘱されましたので、ご紹介します。（任期：平成28年12月1日～平成31年11月30日）

(敬称略)

学区など	担当地区	氏名	学区など	担当地区	氏名
白鳥	楽平、又八	大河内 昇一	日の出	平島 川南西・東、車新田	武知 真紀子
	佐古木(近鉄線北)	高橋 真津美		平島 大井桁、小井桁1・2区	木全 富基子
	佐古木(近鉄線南)	中山 永子		平島 五反割1・2区	柴 雅雄
	白鳥台	佐藤 勝人		平島 西堤、保六、新田	三輪 幸子
	前ヶ平	青樹 和子		平島 大脇、中屋敷	阿部 武男
	楽荘団地	水谷 善金		平島 東新町1・5区	柴田 早苗
	東中地、西中地、鎌倉	青木 満也		平島 東新町4区1・2	栗田 法子
	ポプラ台	中村 勝枝		平島 西新町、東新町2・3区	堀田 ゆみ子
弥生	荷之上東・西	伊藤 紘太郎	大藤	森津、芝井	浦田 和世
	かおるヶ丘	平林 仙次		鎌島、大藤団地、鎌島団地、中川団地	梶原 美鈴
	五之本田・新田	佐藤 紀代子		松名、寛延、間崎	松岡 静子
	五之三川平南	山守 敏		稲元、稲吉、加稲、富島、栄南	佐藤 智代美
	五之三川平北・西	松尾 芳一	栄南	狐地、稲狐、三稲	横井 秋實
	海老江(尾西線3号踏切南)	伊藤 明美		稲荷、操出	伊藤 正光
	海老江(尾西線3号踏切北)、上之割	山本 明美		西末広、東末広、大谷	久留宮 良孝
	中之割(西部1号下水路北)	小林 福子		三好、稲荷崎、境、中原	伊藤 規子
	中之割(西部1号下水路南)	遠藤 東子		鍋田1・2、楠	小椋 久美子
	下之割北、東弥生台	水谷 香代子		駒野	藤ヶ崎 一人
	下之割南	服部 典子	十四山	神戸、子宝(孫橋南)	早川 節子
	下之割東	富田 美津子		浮場、鳥ヶ地	加藤 照美
	五明1、錦浦	石原 民子		子宝(孫橋北)、西蜷、東蜷、四郎兵衛、亀ヶ地	佐野 一
	五明2	伊藤 康子		東竹田、下押萩	佐藤 和男
	中六3	大谷 雅子		西竹田、上押萩	後藤 里美
	中六4・5	伊藤 せつ子		堤蛇ヶ江、大山	大木 晴美
中六1(近鉄線南)・7	水谷 みゆき	五斗山一丁目、鍋平、三百島		佐藤 佳子	
中六6、前新田1(国道1号線北)	福田 朝子	五斗山二～四丁目、坂中地		西川 一子	
前新田1(国道1号線南)・2	水野 恵美子	鮫ヶ地、馬ヶ地		伊藤 敏恵	
桜	中六1(近鉄線北)・2	橋本 恵美子	主任児童委員	白鳥学区	三浦 美紀
	小島、弥生台	後藤 きよ子		弥生学区	水野 晴美
	前ヶ須1・2・3・4・11	白木 紘美		桜学区	犬飼 美晴
	前ヶ須5・6	山口 初子		日の出学区	野村 明彦
	前ヶ須7・8	山田 誠		大藤、栄南学区	福元 ことみ
	前ヶ須9・10・12(東)・13	山村 紀子		14山東部、西部学区	東嶋 とも子
	前ヶ須9・10・12(西)	芦刈 敏子			
	中山、川原欠、大藤	伊藤 ルミ			

(注)氏名に____(下線)表示のある方は、新任委員を示します。

民生委員・児童委員のご紹介



民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員とは…

「民生委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の(都道府県)地方公務員特別職です。また、民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねています。加えて、児童委員の中から、主に子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」が指名されます。委員はボランティアとして活動し、任期は3年です(※任期満了後の再任可)。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、みんなが支え合い、助け合っていくことが必要です。「地域の身近な相談役」、「地域と行政機関とのパイプ役」として地域の助け合いの最前線で頑張っているのが、「民生委員・児童委員」の方々です。

また、「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」には、相談内容についての秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心してご相談ください。

民生委員のお仕事

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
4. 社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携しその事業または活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

児童委員のお仕事

1. 児童および妊産婦につき、その生活および取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
2. 児童および妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助および指導を行うこと
3. 児童および妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者または児童の健全な育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
4. 児童福祉司または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること
6. 必要に応じて、児童および妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

【問い合わせ先】 民生委員に関すること 市役所介護高齢課(内線172・173)

児童委員、主任児童委員に関すること 市役所児童課(内線151・152)

